

## 近現代山村集落の運営申合せ

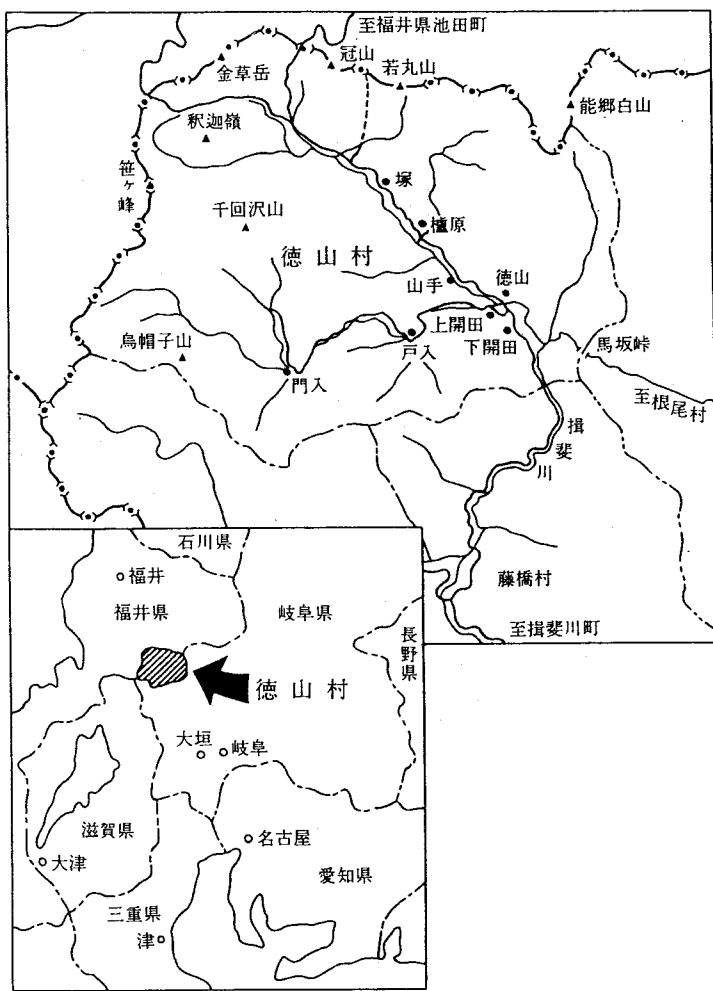
——岐阜県揖斐郡徳山村塚の「年々決議」をとおして——

田 中 宣 一

はじめに

岐阜県揖斐郡徳山村は、平成九年度完成予定のわが国最大規模の徳山ダム建設のために、昭和六十二年三月末日をもつて閉村を余儀なくされた。徳山村は岐阜県の西部を流れて伊勢湾に注ぐ揖斐川の最上流の地で、能郷白山（標高一六一七メートル）・冠山（一二二五七メートル）・笛ヶ峰（一二一八六メートル）等々の重畠たる山塊に囲まれ、村域にはV字形の急峻な谷が幾条も走っていた。総面積は二万五三五六ヘクタール、その九九・三パーセントが山林という山深い村であった。ここに、図1のように、塚・櫨原・山手・徳山本郷・上開田・下開田・戸入・門入という八集落が点在し、閉村二、三年前まで

図1 德山村



は五〇〇余世帯の人々が生活をしていたのである。閉村後、全世帯はこの地を離れ、現在、この地は、隣村であった揖斐郡藤橋村に吸収合併されて、その一大字となつていてる。

村内には縄文時代の遺跡も多く、早くから人の居住していたことがわかる。<sup>(2)</sup>山奥とはいえ、美濃・越前をつなぐ重要な通路にあたつていたためか、中世には美濃源氏の一流である徳山氏がこの地に居館を構え、越前（福井県）の勢力と深く交つて活躍した。徳山氏が、越前に赴いた新田義貞と一時通じて南朝系に加担していたらしことは、徳山本郷や塚の白山神社の神像銘に興国元年（一二四〇）といふ南朝系の年号が刻されていることから推測されている。越前との交流は宗教面においても深く、近世には越前の鯖江に本拠をおく淨土真宗誠照寺派の布教が盛んになされ、閉村直前まで全集落にこの派の道場<sup>(3)</sup>が存在していた。

中世の様子については、山の年貢についての永享三年（一四三一）の文書、畑作や土地所有に関する永享六年（一四三四）の文書が残されているよう<sup>(4)</sup>で、これらによると、集落によつては麻作がなされてたり、熊猟によつて熊皮生産なども行なわれていたらしい。同文書には、現在の櫛原や山手かと思われる地名などと並んで小稿で取り上げる塚集落と考えられる「つか」という地名も見えており、近代の集落の原型がすでにこの頃にはほぼ固まつていたことが推測できる。

近世になると、中世の徳山氏の一族徳山則秀が徳川家康に仕えて徳山の地を知行したために、ここは旗本領となり、近世末期までこの状態が続いた。もっとも、徳山氏は陣屋を各務郡更木村に設け、

古くから関わりがありながらも生産性の低い山方である徳山には徳山本郷の地に徳山役所を置いたにすぎなかつたので、徳山本郷の庄屋が大庄屋として徳山一帯の一般民政にあたつていたのである。その期間、徳山本郷・山手・櫨原・塚の各集落はそれぞれ一村として美濃国大野郡に属し、上開田（當時は池田村と称した）・下開田（當時は漆原村と称した）・戸入・門入はそれぞれ一村として同国池田郡に属していた。

近代に入ると、明治初期の廢藩置県・大区小区制等の動きのあと、明治二十二年の町村制施行に際しそれまでの各村が合併して岐阜県池田郡徳山村となり、明治三十年の揖斐郡の設置によつて同県揖斐郡徳山村となり、それ以後は他との合併等もなく閑村まで続いたのである。

このように見てくると、近代の徳山村の各集落（大字、行政上は区）は近世にはすでにそれぞれ独立した一村であり、恐らく中世のある時期からそのようであつたと思われるが、また一方では、徳山本郷に徳山氏の館が設けられ、近世には同じく徳山本郷に徳山氏の徳山役所が置かれて徳山本郷の庄屋が大庄屋として一帯の民政にあたつていたことからもわかるとおり、早くから徳山村は、徳山本郷を中心としたある種のまとまりを持つた地域であった。まとまつた地域とみなされてきたのは、谷合いに各集落が点在し、その全体が高い山々に囲まれて他から隔絶されているという地形上からも、首肯されることがあつた。

山深い村であるため山林資源への依存度は絶大であつた。<sup>(5)</sup> 各集落とも田や常畠はわずかで、昭和初

期までは、山の緩傾斜地での焼畑から穫れる稗や、谷に生育する栎の木から採取する栎の実が重要な主食料で、焼畑のために数ヶ月におよぶ山小屋生活も行なわれていた。現金収入としては、大正時代まではブナ・ミズメ・ナラなどの立木を薪に仕立てて売ることが盛んで、江戸時代においてはこの薪で年貢を納めていたほどである。その後も、栎の木を伐採して板板を生産したり、木炭生産を行なつたり、昭和三十年代に入ると立木そのままを主にパルプ用として木材会社に売却するなど、昭和三十年代後半からの高度経済成長によつて事情はやや異なるようになつたとはいえ、一貫して山に依存した生活をつづけてきたのである。それだけに、閉村まで豊かな自然には恵まれていた。

道路の整備は遅れ、わずかに村の中心部へ荷馬車が入り始めるのは大正時代後期であり、同じく中心部へのバス路線の開通は昭和三十三年のことである。また、電灯の点くのも遅かった。昭和二十年代に各集落とも自家用発電の工事を行ない、一応無灯火村ではなくなつていたが、中部電力によると本格的な電気の恩恵に浴したのは昭和三十八年である。テレビ受像や家庭用電化製品の利用も事実上この時に始まつたといつてよい。

小稿は、右のような徳山村の一集落である塚区の、明治二十七年から昭和六十年までの正月四日の初寄合<sup>(6)</sup>の議事録の集成ともいべき「年々決議綴」<sup>(7)</sup>の分析をとおして、結局はダム建設といふいわば外圧によつて閉村せざるをえなくなつた奥深い山村一集落の、近代約九十年間の集落運営のしかたを、民俗の変化を念頭に置きながら、いくつかの角度から垣間見るのを目的としている。ダム建設に

よる閉村が最終的で最大の外圧の結果ではあったが、それにいたるまでも、山深い一集落の自治とはいえ、日本の近代のさまざまな政治経済の動向と直結し、その影響を常に受けつづけていたのである。したがつて小稿は、山村の民俗変化が日本全体の動きとどのように関係していたかを考えようとする試みでもある。

### 「年々決議綴」の概要

徳山村の各区（各集落）には、毎年正月初旬の総集会をはじめ、年間必要に応じて開催されたいくつかの集会の記録が保存されていた。この記録の名称は、「区会決議」「区集会議事録」（徳山本郷）、「区会協議録」（上開田）、「区会決議録」（櫛原）、「年々集会決議」「年々決議」（塚）等々、区により、また同じ区でも時代により少しずつ異なつたが、いずれも区の円滑な運営の拠り所とするべく記録にとどめられていたものである。

内容の大部分は、総集会における申し合わせ事項からなりたつていて、区を構成する各世帯一名ずつからなる出席者が、前年までの諸決めごとを確認しつつ、継承すべきことがらは継承し、削除改変すべき箇所は手を加え、さらに新たな申し合わせ事項を追加して、当該年の区運営の指針をとりまとめたものである。区長をはじめ、その年どしの必要上置かれた役職の名称や、役に選ばれた人々の名

前も記されている。

区の実情を把握する上で、この記録は、区長日記風のものではないために、区の年間の動きを刻々知る資料としては必ずしも適當とは思われないが、当該年前後の区運営上の諸慣行とか、年初ごとに全員で確かめあつた若干の規範を知るには格好の資料といえよう。したがつて、長年の記録内容を追うことにより、短年間ではなかなか捉えることの困難な諸慣行の変遷を確實に押さえることができる。と同時に、明治末とか昭和初期、戦後日本の混乱期というような、あるまとまつた期間の区（集落）の実態、それに家々の盛衰などを、明らかにすることが可能となるであろう。

小稿は、各区の記録のうち塚区（塚集落）の記録を取りあげ、右のような可能性を求めて分析を試みようとするものである。塚区のを取りあげる理由は、ここには他の区より近現代の比較的長い期間のものがほとんど空白の年なく残されているからである。

塚区には、明治二十七年から閉村によつて区を解散する直前の昭和六十年までの記録が残されてい。る。それは昭和六十一年一月十二日の、区を解散するという報告で締めくくられており、ダム建設による全世帯移転によつて終焉を迎えるまでの、明治中期から現代にいたる塚区九十二年間の歩みを鳥瞰しうる好資料といえる。

塚の記録は、九十二年間ほどんど一貫して二つ折にした約三十八センチ×約十四センチの和紙を横に用いて記され、明治二十七年から昭和十六年までのものが年次順に綴じられて一冊、昭和十七年以

降六十年までのものが同じく年次の順に綴じられてもう一冊にされ、合計一冊にまとめられている。そして、前者には、「年々決議綴」と書かれた表紙につづいてもう一枚「明治貳拾七年旧正月四日ヨリ 大字毎年集会決議帳 捐斐郡大字塚惣代控」と記された表紙があり、その次に「本帳紙数 大正九年度決議書迄 合計八拾七枚 本帳ノ総テ加除訂正ニハ扇間ノ認印ヲ要ス」と記された紙がある。さらに明治二十七年から三十年にかけて書き加えられたかと思われる中表紙があり、これには年度のほか「池田郡徳山村大字塚」<sup>(10)</sup>と記されている。これにつづいて明治二十七年以降の決議結果が綴じられるという形になつてている。したがつてこの冊子は、明治二十七年の「字戸主大集会」の議決記録に表紙をつけた帳面に次年度以降つぎつぎに綴じ込み、大正九年に八拾七枚にまで達したところで当時の区長扇間氏がすべて確認していくつたん綴じ直し、新たに「年々決議」および「大字毎年集会決議帳」の表紙をつけたうえで、それにさらに昭和十六年まで綴じ加えていつたものといえる。そして分厚くなつたため、もう紙縫では綴じることが不可能になつたのか、もう一冊別の綴が準備されることになった。

前者をうけ後者には、「昭和十七年以降年々決議綴」という表紙がつけられ、昭和十七年の記録につづつぎ六十年までのものが綴じ加えられていった。かくして、塚区の九十二年間にわたる決議記録は二冊にまとめられ、現存しているのである。

では記録の仕方はどのようになつてているのか。申し合わせた事項は箇条書にされており、最初に翌

## 近現代山村集落の運営申合せ

年の開催日に触れていることと最後に役員選挙の結果が記されているほかは、箇条書の内容に特に定まつた順序はない。ただ、話し合いが前年の内容を確認しつつ進められていつたようなので、近年のものは比較的似た内容順序となっている。

以下、少し長くなるが、現存の一番古い明治二十七年の内容と、新しい昭和五十八年のもの、およびほぼその中間である昭和十三年のものを例示し、次節での内容分析の参考にしておきたい。新しいものとして昭和六十年ではなく五十八年のを示すのは、五十九年の後期からダム建設によつて移転する家が出はじめたので、全世帯欠けることなく塚区に居住し、区が正常に機能していたのはこの年までだったと思うからである。(例示にあたつては、表記等原文どおりにしたが、明らかな誤字・当て字には若干訂正をほどこしてある。)

### 明治廿七年度字戸主大集会議決 旧正月四日定メ

#### 第廿八年度大字議決大集会モ旧正月四日之事

- 一、金拾錢五厘(大字ニ於テ費工手間老人代)
- 一、タ切賦取立振出共老人ニ限ル事
- 一、タ拾四錢(惣代呼出シ一件ニテ徳山行手間老人代)
- 一、タ貳拾六錢 其他役所行手間老人代

一、ク拾錢五厘 上納人足壱人代 但字廻リ之事

一、ク式錢 小行櫨原行

一、ク四錢 ク 山手行

一、ク五錢 ク 德山行

一、改修道路之件ニ付テハ大字大集会之事

一、其筋ヨリ御達状不残綴メ置大字会ニ照ス事

一、大字議員上中下ヨリ六名選挙スル事 但六名集会ハ無給ナリ

一、明治二十七年大字人民惣代投票人名記（筆者注・当日の出席者二十八名の氏名は省略）

一、当役定 人民惣代（同・当選者名と得票数省略） 議員六名（同・上に同じ）

（筆者注・このあとに、旧惣代と立会人二人の計三名による確認の署名捺印がある）

#### 昭和十三年旧正月四日字總集会決議

- 一、昭和十四年度当区定期總会ハ旧正月四日午前九時開会ス
- 二、金拾弐円五拾錢ヲ以テ区長一ヶ年ノ報酬トス
- 三、当区總集会ハ式拾名以上出席者アル時ハ開会又ハ議決スル事
- 四、四大節ニハ御神酒ヲ一回ニ五合宛供スル事

近現代山村集落の運営申合わせ

- 五、金五拾錢ヲ当区普通手間一人ノ賃金トス
- 六、当区氏神御酒供物ハ区ヨリ總テ負担ス
- 七、御酒ハ一ヶ年ニ祭ト農休（ノヤスミ）ニ壹斗貳升宛トス
- 八、御神酒アル時ハ宮ノ鐘鳴リ次第又太鼓鳴リ次第始メル事
- 九、諸勧人遍歴者來リ区長ヘ宿泊申込ミタル時ハ壹泊カギリ宿スルコト
- 上等宿泊料八十錢 中等五拾錢 下等白米一升 中食上等四十錢 中等貳拾五錢
- 十、道ヶ谷道作リハ前年ニ準ス
- 十一、清潔法検査及其筋ヨリ官公吏巡回之節ハ一回ニ酒一升宛ニ肴料トシテ金五十錢宛負担ス
- 十二、共有柄木製材株代ハ代金壹円ニ付七錢トシ製材セザルトキハ壹本ニ付株代參円トス 但シ  
製材シタルトキモ株代金參円ニ満タザルトキモ參円納ムルコト
- 十三、氏神祭日ニ社掌参拝ノ節賄料トシテ年内ニ酒三升及肴料トシテ金壹円五十錢区ヨリ負担ス  
ルコト
- 十四、櫻及其他雜木ヲ製材シタルトキハ代金壹円ニ付株代トシテ金七錢宛納ムルコト
- 十五、柄山雜木株代ハ金壹円ニ付七錢トシ半額ハ区ヘ納ムルコト
- 十六、捷取立法ハ区長及評議員ノ見込ニ応ジ戸毎ニ旧十二月廿五日限リ納ムルコト 但右ハ新畑  
ニ限ル

十七、焼畑撃ハ左ノ通り定ム

一、稗 二、蕎麦及麦 三、菜畑 一モ壱円、二モ壱円、三ハ三十七錢、一二スルトキハ一円五十錢、一二三スルトキモ一円五十錢、一ト二、二ト三スルトキハ一円とス

十八、当区民ニ於テ入退宮アルトキハ区ヨリ酒一升御神酒ニ供ヘ祈願祭ヲ神前ニ於テ行フ事 尚

一戸ニ一人宛役場マデ歓送迎スルコト

十九、伝染病ニテ死亡者アルトキハ死亡者アル家へ酒一升ヲ見舞スルコト

二十、当区民死亡者取片付ニ付墓地管理者处分セラレタルトキハ其費用ヲ区ヨリ負担スルコト

二十一、役員投票左ノ通り

区長（筆者注、氏名略） 区長代理（同・氏名略） 議員（同・氏名略）

以上

一、キドン洞ノ奥尾ヨリホキンシリノ三吉上ノ田上ノ尾迄焼畑セザルコトヲ決議ス（昭和十三年

旧一月四日）

（昭和拾參年二月十二日字集会決議事項）

一、旧二十八日及新二十五日御講ハ持寄講トシテ家送リスル事

一、惣報恩講は各戸一合宛ノ米を徵収シ一分シテ（西福寺専念寺）道場坊ニ与フコト

一、旧十一月二十八日 御仏事ニハ区ヨリ米壹升具フル物トシ時ノ道場坊ニ之渡ス

## 近現代山村集落の運営申合わせ

一、惣仕事及会合の時間励行

一、土産物及び之ニ応スル返礼ノ全廃

### 昭和五十八年度通常総会決議

一、昭和五十九年度通常総会は一月四日午前九時道場に於て開会する事

一、区長報酬は年額金参万円とする

一、区会決議事項は各戸責任者全員にて決議する事 但しやむを得ざる事項ありて欠席する場合は他人に委任するか又は区長へ前以て届出する事若し無断にて欠席したる場合は後日異議申さざる事

一、字キド洞の奥尾よりホキ尻の一□のシモの田の上の尾までは防雪林として立木は一切伐採せざる事

五、左記地域内は保護林として一切伐採せざる事 ホキ洞の下尾より岩須の谷に至る地域全部とする

六、氏神様のお祭りのお神酒は十本とし区費で買ふ事

七、七日ゴモリのお神酒は二升区費で買ふ事

八、総仕事の不足手間賃は一日参千円とし年末に勘定する事 但し病氣り災者は免除する事

九、道場屋敷の内健一に貸したる分の掟は年額金五百円とし年々決議する事

十、共有地内に於て木材伐採及び庭石採取する者は区長へ申込み協議の上買受て作業するものとする シイ茸木株代はホダ木百本以下は株代を要せず百本を越えるホダ木は壹本に付き金拾参円とする 木炭は四俵を壹石とし金壹百弐拾五円也とす 薪は一束金拾七円とする キハダ皮は売上代金の六分を株代とする

十一、塚共有地内に於て他地区人の植物及び山菜の採取は禁止する 無断にて採取したる者を発見したる場合は金五万円也を徴収し式割を区へ納める事

十二、イ・委員会の通知がある時は議題を具体的に事前に通知する如く要求する  
ロ・ダム委員会にのぞむ時は事前に協議してのぞむ事 直交渉委員会に於ても集会を持って協議する事

十三、消防への補助金として年額拾五万円渡す事

#### 選挙結果

区長（筆者注・氏名略） 副区長（同・氏名略） 評議員（三名） （同・氏名略） 氏子総代（四名）

（同・氏名略） ダム委員（三名） （同・氏名略）

#### 〈申送事項〉

一、共有山林の中を村に無断で刈払つてあるので早急に調べて結果を村へ報告し其上代金を徴収

## 近現代山村集落の運営申合せ

する」と（ヒン谷——ホキ尻筈）

二、道場屋根修理（ボン前に）

三、奥の消防屋根の修理（トタン七尺・二十枚・ムネトタン）

四、のぼり立の柱 一本

五、のぼり（お神様） 一枚

六、氏子総代のはかま 四つ

七、神様上壇にコンクリートをする事（業者にわたす）

八、のぼり竿 一本

以上、ほぼ四十五年間を隔てた三ヶ年分の内容を紹介した。総集会決議については、まず冒頭に次年の開催予定を記し、最後を役員選挙結果で締めくくつていてることでは共通しているが（もつとも昭和十三年のには書き忘れかと思われる項目が一つ、また五十八年のには申送り事項が追加記入されているが）、それ以外については、決議内容が少しずつ異なっているのはもちろんのこと、その配列についても確たる定めはなかったようである。そこで九十二年間の、一見雑然と記入されているかのごとき内容を類別整理してみると、次のようになる。

- (1)集会関連事項
- (2)役員選出
- (3)ムラ仕事関連事項（ア内容・イ手間賃）
- (4)共有林利用規定
- (5)

## 神事・仏事関連事項 (6) 保健衛生関連事項

これらは、当然、塚区の公的運営にかかわるものばかりである。地方自治体である徳山村の一つの区として役場の行政と密接に連動している事項もあれば、仏事やいくつかの神事それに共有林規定のように、行政とは無関係ながら区（集落）の自治にとつてはゆるがせにできないものも含まれている。ただ、事実上ほぼ全世帯がかかわるとはいえ、あくまで当該世帯の私的な営みである祝儀・不祝儀や家普請・屋根普請、田畠耕作等々の家々同士の協同慣行については一切触れていない。

なお、塚区の戸数（世帯）は明治中期以降三十台でありつづけ、閉村直前の昭和五十九年には二十一であった。

次節では、類別した事項ごとに「年々決議」の内容を分析し、他の関係記録や伝承をも加味しつつ、小稿の目的に迫ってみたい。

### 「年々決議」にみる集落運営

#### (1) 集会関連事項

(ア) 開催日 塚区の総集会開催日は、明治二十七年以来昭和六十年まで一貫して正月四日を原則とした。それ以前のことは不明だが、恐らく以前からの長い慣習を引継いでいる日どりなのである。

ここで「原則として」とやや曖昧に記したのは、明治四十二年に初めて「明治四十三年度当区大集会ハ区内正月之祝儀ヲ行ヒ四日目之日ヲ大集会期日ト定ム」とみえ、これが昭和三年まで継承されたが、この場合の四日目とは正月五日に当たると解されないこともないからである。<sup>(12)</sup> また、昭和十九年のものに「昭和二十年度定期通常総会ハ正月休ミノ三日前九時開会スルコト」とあり、同様の申し合わせは三十三年までなされているので、昭和二十年から三十四年までは、正月三日であつたことが明らかであるからである。時間は、明記されているかぎりすべて午前九時開会であった。<sup>(13)</sup>

正月四日とは述べたが、これが旧暦であつたのか新暦だったのか。昭和四十八年発行の『徳山村史』によると、「徳山村の正月は旧暦であつたが、戦後（昭和四〇年ごろ）塚区を除いて新暦で行なうようになつた」<sup>(14)</sup> そうである。しかし「年々決議」によると、塚ではそれまでに新暦の時もあつた。すなわち、明治二十七年から明治四十一年までのものには次年の開催日を「旧正月四日之事」などと申し合わせていくが、明治四十二年以降昭和三年までのには、先にも触れたように「正月元旦之祝儀ヲ行ヒ四日目之日」（M<sup>(15)</sup>）などとし、旧とは記していない。それが元旦の祝儀に言及しなくなる昭和四年以降は再び「旧正月四日」と記されるようになるのであるから、明治四十三年から昭和四年までは新暦であった可能性がある。

また、昭和十六年のには翌十七年にも旧正月四日に開催と申し合せ、事実、十七年にはそのとおり旧正月四日に開催したが、同時にこの日は新二月十八日であることを明記して新暦にこだわり

を示すようになり、つづく昭和十八年には明らかに新暦の正月四日に開催したのであつた。<sup>(17)</sup> しかし、新暦の正月では長年の山仕事・農作業など生活の慣習的サイクルと隔たりすぎていると考えたのか、昭和十九年以降は再び旧暦正月四日（既述のとおり昭和二十年から三十四年までは正月三日）に戻つてしまつた。ただ旧暦に戻りはしたが新暦にもこだわりつづけ、昭和二十六年までは旧暦のその日が新暦の何月何日にあたるかを併記しつづけている。そして、先の『徳山村史』が語るように、他の区では昭和四十年ごろに新暦正月に改めたにもかかわらず、塚では四十八年ごろにもまだ旧暦正月四日に総集会を開催していた。「年々決議」によれば、少なくとも昭和五十年以降は新暦正月四日となつたようであるが。このように太平洋戦争中から戦後の被占領期間の約十年間、常に新暦を意識しつづけるをえなかつた背景には、戦中の翼賛体制による一種の生活改善の勧奨や戦後のGHQによる占領政策があるものと、筆者は思つてゐる。

右のようにことさら日取りにこだわつたのは、一貫していたかのような正月四日という総集会の開催日においてもなお、長年の間には細かな働きがあつたことを述べたからである。

正月の総集会以外の全世帯参加を建前とする集会の記録は寥々たるものである。ダム建設による移転問題が急を告げる昭和四十年代後半までは、それほど臨時の総集会開催の必要がなかつたのであろうか、それとも「年々決議」という資料の性格上、これにいちいち記録をとどめおかなかつたのであろうか。なお、総集会とは別に字議員会（組長会のようなもの）が適宜開かれており、ここで区運

嘗上のこまごましたことは話し合われていたようである。

(イ)出席状況 総集会へは、一世帯一名の出席を建前としていた。しかし、「年々決議」には出席者名や数が毎年記されているというわけではないので確かなことは不明であるが、惣代もしくは区長（副区長を含めて）への投票総数からみて、出席状況はあまり芳しいものではなかつたようである。

大正九年のには、「当区惣集会ハ過半数出席者有時ハ決議スル事」とあり、大正後期から昭和前期にかけては、しばしば「当区惣集会ハ式拾名以上出席有ル時ハ決議スル事」(T12)と記されている(当時の世帯数は三十二、三かと思われる)。昭和二十年前後になると全世帯の三分の二以上の出席を必要とするとしてあるから、徐々に厳しくはなつてゐるとはいえるが、全世帯出席は所詮建前にすぎなかつたといえよう。

なお、「大字集会之節代理人ヲ出席致サセ後日ニ到テ該本人ハ不服ヲ称ヘザル事」(M28)と釘をさしているところをみると、欠席しながら後日文句を並べる人もままあつたのであろう。また、出席はしても、「集会毎ニ会長ヨリ閉会ヲツゲザル前に帰リタル者ハ第壹口ノ罰金ヲ拾錢死出金スル事」(T9)とあるところをみると、明治・大正時代の集会は、必ずしも引締まつたものではなかつたと推測される。

## (2) 役員選出

区の役員選挙は原則として投票によつていたようで、明治二十七年以降ずっと、誰が何票で当選し次点は誰であつたかなど、結果が比較的克明に記録されている。任期は、惣代・区長や字議員・評議員など毎年選挙がなされているので、一年であつたと思われる。ただし、氏子総代の任期は四年であった。

表1は、明治二十七年から昭和六十年にいたる九十二年間の「年々決議」に記されている役職名と、その年毎に選ばれた役の一覧である。無投票で再任の繰り返されていたものなどはいちいち記録されていらない可能性もあり、これが区の当該年の役を網羅しているか疑問なきにしもあらずである。その点で「年々決議」は資料的に不備だといえなくもない。しかし、役職はどれも塚区の円滑な運営の必要上設けられていたものと考えられるので、記載の仕方に若干の不備が予想されようとも、これら役職名から塚区のその時どきの動きの傾向を探ることは可能であろう。少しその試みをしてみたい。

まず塚区の代表は、明治時代中期には人民惣代などという大仰な名で呼ばれていたが、次第に区長と呼ばれるようになり、大正中期以降は区長が定着する。ところが、昭和二十一年のには突然部落会長の名がでてくる。この年の総会も部落民総会と呼ばれている。翌年五月二十九日の総会決議に「昭和二十二年五月二十六日徳山村役場発隣保班長宛ノ通達ニヨリ塚区部落会及ビ隣保班ヲ廢止シ解散スルコトヲ満場一致ヲ以テ決議ス」とあることから、当時部落という名称が公的に頻繁に使用されてい

たことがわかる。これが昭和十五年の政府による全国各地への部落会・町内会設置の令と関係あることは、言うまでもない。それ以前の徳山村では、各区有文書を見るかぎり、部落有林などを除いてはほとんど部落という語は出てこない。ところが、『徳山村史』(昭48刊)で区(集落)のことを部落の語で統一的に表現するようになつて<sup>(19)</sup>いるのは、廃止を決議したあとも戦時中の部落会の印象が残つていたからかと思われる。

明治末期から大正中期にかけて区長の選出がなされていないのは、「当字惣代ハ役場ニテ議員ノ選挙シタル区長ヲ以テ惣代ト相定ムル」(M39) ようになつたからである。ここに、本来独立した性格のものであるはずの住民組織が村という自治体の下部組織に組み込まれていく姿を見る事ができる。なお、大正十一年以降再び区長を選挙するにいたる理由は未詳である。

これ以前の明治三十一年惣代選挙には村長が開票に立ち合つてもいる。そして、明治三十年代半ばから後半にかけては塚で選ぶ惣代と村役場で決める区長の役とが並立していたようであり、惣代がそのまま区長になつた場合の塚からの惣代への報酬は十二円五十銭、惣代と区長を別々の者がつとめる場合の惣代の報酬は十一円(区長は四円)<sup>(20)</sup> というように、報酬は状況に応じて定められていた。数年このような状態がつづき、明治三十九年にいたると、役場で選んだ区長を惣代に受け入れる(もちろんともに塚の住民であることには変わりはないが)ことになつた。同時に、住民の間に、塚という集落の名称を、字塚(正しくは大字塚であるが)という呼び方から塚区とすることが一般化していくのである。





32 33 34 35 36 37 38 39 40	41 42 43 44 45 ⑯ ⑰ ⑱ 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60
----------------------------	----------------------------------------------------------

役職名	年	昭																						
		14	15	16	17	18	19	20	21	㉙	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
大字人民惣代 (字) 惣代 区長 部落会長		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
会計																								
(大字・字) 議員 評議員 (大字) 委員・役員 隣保班長・隣組長 配給委員		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地主総代・地持惣代																								
学務委員 育英会役員 学校後援会		○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
予防委員 衛生組合長 衛生委員(長)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
管理者・墓地管理者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
氏子総代		○																						
婦人会班長・婦人会長		○	○																					
消防団(長) 消防友の会(長)																								
道路改修委員 道路損害審査委員 字沢尻管理者																								
森林法委員・保安林解除委員 村山林保護委員 私有林・共有林境界問題委員 森林組合理事 ヒノクボ炭山の件・談判委員																								
農事改良組合役員 農協連絡委員 農業共済組合総代 養蚕組合長								○																
ダム対策委員																								
共有者代表									○															

議員は、明治二十七年以来一貫して投票で選ばれていた。昭和に入つて評議員と呼ばれることが多くなつたが、人数は昭和四十五年まではずっと六人、四十九年以降三人になつた。<sup>(2)</sup> 議員といつてももちろん村委会議員ではなく、塚区の役員として区長を助け、総集会を開催して決めるほどでないそのときどきの事柄を話合つていた。また太平洋戦争中には塚区<sup>が</sup>上下二つの隣保班に分けられたので、別に隣保班長が二名選出された。この隣保班長という名称は、隣保班が廃止されてしまつてはいた昭和四十年代に入つてもなお組長の同義語として使用されていた。戦後、配給委員（一名）が置かれたこともある。

明治中期に選ばれていた地主総代（二名）が、区の運営にどのような役割をはたしていたのかは未詳である。塚は田や常畠が少なく、山林は大部分共有であつたため、地主・小作というような階層差は平地農村部のように画然としていたわけではなかつた。

塚には徳山小学校の塚分校があつた。昭和二十年以前の学校関係の役員は学務委員と呼ばれ、太平洋戦争後はそれが育英会役員となり、児童数の減少による分校閉鎖まで選ばれていた。投票で選ばれてはいなかつた戦前にもこの役は置かれていた。

衛生関係の役員については、後の「(6)保健衛生関連事項」で述べる。

墓地管理者は、明治時代には投票によつて一人選ばれていた。それ以後も昭和二十年まで「区民死亡者取方付ニ付キ墓地管理者罰セラレタルトキハ其費用ハ区ニテ負担スルコト」（S 20）と申し合わ

されつづけられているので、置かれていたことはわかる。しかし、投票というものものしい方式での選出でなかつたためか、昭和十年代後半の一時期を除いては「年々決議」の役員名には出てこない。昭和二十一年以降においても事情は同じである。ところで、塚の葬法は火葬で（塚の宗旨は一世帯を除いてすべて淨土真宗誠照寺派）、墓地相当のものは集落はずれの山中にサンマイと呼ぶ焼場（地面に穴を掘つたもの）があるだけで、個人墓・家墓とも全く存在しなかつた。サンマイを墓地とも称してはいたが、そこには自然石の墓石一基すらなかつた。そして、火葬にしたあとは本山誠照寺もしくは檀那寺（本寺と呼んでいた）への納骨用の骨を少し持ち帰るだけで、残りは近くにまとめて置いてきたのである（捨ててきたといつてもよい）。このサンマイを管理するのが墓地管理者なのであり、右のような葬法・墓制の慣行がわが国の社会一般の通念とは異なつていたために、もし管理者が死者取り片づけに関し不都合があるので罰せられた場合には、罰金は区で負担することにしていたわけである。

氏子総代は四名選ばれつづけていたはずであるが、投票によることが少なかつたためか、選挙結果としては記されていない。

婦人会長は太平洋戦争中から選出されだし、消防団長は戦後の役職である。徳山村は大火事の多い所だつたから、各集落とも火災には敏感で、閉村直前まで家順で担当者を決め火の用心の巡回を続けていた。塚は幸い大火災に遭つていなかつたとはいえ、火の用心には厳格であつた。しかし、消防団長という役が置かれたのは戦後である。なお、青年団も存在したが、区の総集会で団長を決める性格

のものではなかつたので、記録にはでてこない。

道路関係の役は、大きな開道や改修工事の際に設けられたものようである。

森林関係の役も同様である。置かれた事情には未詳のものが多いが、穿鑿が可能であれば、これらの役の設置理由と役割を明らかにすることにより、近現代の塚の経済面の歩みをたどることもできるであろう。なお、広大な共有林の日常的な管理は区長の仕事であつた。

農事関係の役の多くは戦後のものである。焼畑への依存度が大きかつた塚では、換金可能な農産物などほとんどなかつたので、特別な役を設ける必要がなかつたのであろう。その中で、昭和七、八年と十七年に養蚕組合長が選出されているのは、この地域における養蚕の盛期を知るうえで興味深い。

ダム対策委員は、昭和三十一年以来議論されてきた徳山ダム建設が結局不可避の事態となり、移転補償問題の解決が焦眉の急となる昭和五十三年に設けられ、以後、閉村まで困難な役割を担うことになつた役職である。

以上、「年々決議」に記録のとどめられているものに限つて役職を概観してきたが、森林や農事など生業に関わるもののが以外に少なかつた。一方、毎年投票によつていたわけではなくとも、学校の後援会的な役や、衛生・墓地など地域住民のいわば負の出来事に対処すべき役が選出されつづけていたことがわかつた。惣代から区長への移行、隣保班長やダム対策委員の選出など、中央の政治・経済の影響を直接受けざるをえなかつたものもあつた。また、ここは仏教信仰の盛んな地であり、かつ仏教

道場（後述）は集会などにしばしば利用される必要な施設ではあったが、寺院・道場関係の役職は「年々決議」には出てきていない。一世帯を除いてすべて真宗誠照寺派の門徒でありながら、檀那寺（本寺）が専念寺（岐阜県根尾村）と西福寺（福井県鯖江市）という二ヶ寺に分かれていること（西福寺檀家十六世帯、専念寺檀家十四世帯）が、寺院・道場関係の事柄を総集会の議題になじませなかつたのであるが、それとも神社に比べて寺は、元来、住民結集の核になりにくいのであろうか。

### （3）ムラ仕事関連事項

「年々決議」には表われてこないが、祝儀・不祝儀や家普請・屋根普請の際の労力供与は、かつて全国の多くの村落がそうであったように、塚においても、長い年月単位でみれば家同士互酬の原則にしたがっていた。田植や焼畑作業についても同じことがいえる。しかしこれらは、ほとんどすべての家が何らかの形で関わることとはい、あくまでも当該家の私的な仕事であった。塚区という地域社会の維持安寧をはかるため、応分の分担をすべき事柄はまた別にあつた。いま応分とは述べたが、階層や貧富の差の比較的少ないここ塚では、労力でも金銭面においても、各世帯均等負担となるようささまざま申し合わせがなされていたのである。均等負担すべき事柄をムラ仕事とみなし、以下、ムラ仕事の種類と内容、均等負担の方法についてみてみたい。

（ア）種類・内容 ムラ仕事の内容を大別すると、①諸役の勤務、②道普請、③災害時等の出動、④病

人の保護、⑤入退営者の送迎、⑥外来者の接待になるであろう。

①諸役の勤務とは、先の「(2)役員選出」で述べたような役職を勤めることで、その選出された人々をつぶさにみると、特定の家々の者に片寄っているとは言えない。もちろん家順というような平等性はなく、太平洋戦争後しばらくまでの区長や議員はどの家の者でも勤めているわけではないが、それは職務柄適任者がおのずから限定されていたからと考へるほうがよく、特定の家々で独占していたと断することはできない。また、役についたとしても、区長の報酬のはか他の役職者も区の会計から職務上の必要経費は受けていたのであって、これらが十分なものであつたか否かの判断は難しいが、とにかく無償サービスというわけではなかつた。

②道普請とは、主として福井県境へ抜ける十キロメートル近くの山道の整備のことで、一日ではとても終了しない大仕事であった。これについては、「字道ヶ谷春道造りハ小字小ヶ坂口ヨリ槇ヶ洞水堺迄ヲ下組トシ、槇ヶ洞水ヨリスバリ地獄橋下モ口クロ迄ヲ中組トシ、同橋及越前国界迄ヲ上組ノ負担作リ場所トス、但シ本年下組ハ明年中組トシ、上組ハ下組トナリ、年々交替スル事」(M43)と決められ、集落からの遠近と道の険岨の程度を勘案し、長いスパンでみれば各組均等負担となるように配慮されていた。そして、各世帯には「字惣仕事人員ハ其戸ノ強力者ヲ出ス事」(T8)と針をさしていいたのである。このように冬期の大雪で傷んだ箇所を直す春の道普請は、全世帯均等の労力負担であつたが、夏の草刈りは必ずしもそうではなかつたようである。すなわち、年によつては「本年道ヶ

谷道刈リハ堀戸ニ付金拾錢ニテ請負人へ渡ス事　請負人左ノ如シ（計五人）（氏名略）」（M43）とあり、全世帯は金銭面で均等負担をし、それを手間賃にして希望者が請負うこともあつた。

③災害時等の出動とは、大雨などで損傷した道や橋の修復作業、火災時の出動のこととて、全世帯が出動する必要のない場合には、出動した者へ区から日当が支払われ、特定の者へ負担が片寄ることなきよう配慮されていた。また、区長からの要請で学校や神社・道場などの修理に当たる場合も同様であつた。すなわち、特定の人の労力負担はすべて金銭で相殺されていたのである。

④病人の保護については、「(6)保健衛生関連事項」にて後述する。

⑤入退営者送迎の申し合わせは昭和三年が初出で、満州事変後の同八年「年々決議」には、「当区民ニ於テ入退営者アル時ハ区ヨリ酒堀升御神酒ニ供ヘ祈願祭ヲ神社ニ於テ行フ事 尚一戸一人ヅツハ役場迄歛送迎スル事」とある。聞書きによると、これは厳守されていたようだが、同時にまた、出征者があいつぎ集落から青壯年男性の姿が減少すると、「若シ御神酒ナキトキハ一人ニ対シ金一円宛ノ餉別ヲナスコト」（S18）となり、お神酒を省略するようになつたらしい。それでも役場まで約七キロメートル余の道程の送迎は続けられ、かつ近親者は馬坂峠を越え根尾村樽見のバス停まで見送りをしていたという。

⑥外来者の接待とは、集落を訪れるさまざまな人々、すなわち本山や檀那寺の僧侶、官吏、商人、勧進・遍歴者などへの共同のもてなしをさしている。

徳山村には増徳寺(曹洞宗)を除いて寺院はなく、村内の大多数を占める淨土真宗誠照寺派の檀家は、道場という宗教施設を信仰生活の拠点にし、本山や檀那寺の僧侶をそこに迎えていた。<sup>(22)</sup> それら僧侶の巡回はオマワリと呼ばれ、本寺からは春・夏・秋の三回、本山からは春・夏二度の巡回がなされた。そのうち本寺住職の接待はその檀家で担当したが、本山からの巡回(特に夏のオマワリ)は村をあげての大行事とされ、塚においてもムラ仕事として全世帯が接待に当たっていたのである。この接待は江戸時代以来のこととされるが、「年々決議」に本山からの春夏両度のオマワリへの接待申し合わせ事項が初出するのは明治四十四年である。それには、「本年の春御廻り布教師宿泊賄料白米四升ト酒壹升及金參拾錢ノ事(中略) 本年夏廻りの御廻り賄料者白米壹升及ソーメン弐百目酒貳升ト定」められていた。このほか、各世帯ごとに志も上納していた。他の資料「鯖江本山春夏御廻入費毎年記帳」<sup>(23)</sup>によると、賄料としての米や金錢の量に変移はありながらも、この接待は閉村直前の昭和五十年代まで継続されていた。のみならず、マチバン(待番)という役を決めて僧侶の飲食をはじめとする世話をするほか、昭和初期から二十年代にかけては各家真綿や筵を負担し、さらには僧侶一行(本山人巡回の年は四、五名になることもあつた)の荷物を担つて福井県境までの山道を見送る人夫役(通常六人)も交替で勤めていた。志納金はその年が先祖の年忌に当たるか否かなどで家による差はあつたが、他は金錢・労力とも均等負担を原則としていたのである。

官吏の接待とは、塚へ公務出張してくる村役場や郡役所職員等へのもてなしである。もてなしの内

容は、公務の内容や訪れてくる時刻によつて、昼食だけだしたり一泊の宿を提供したりさまざまであつたが、たとい接待役は区長や部屋数にゆとりのある家がつとめるとはいえ、その費用は区から供出されるシステムになつてゐた。特定の家が負担するというわけではなかつたのである。これに関する「年々決議」の初出は明治三十年で、「伝染病有之時ハ医師足代並ニ振舞ヒ方ハ字内ヨリ負担スル事」と申し合わされてゐる。振舞いの内容については「諸官員及兵士出張之節ハ相当ノ振舞ヲ為ス事」(M38)から年とともに詳細に決められるようになり、「清潔検査ニ其筋より官吏巡回之節ハ一回ニ酒壹升宛区内ヨリ負担ノ事」(T11)をへて、酒一升ずつのほか「肴料トシテ金五十錢宛区内ヨリ負担」(S2)と決められ、さらには昼食代や宿泊料まで定められた。この申し合わせは、昭和四十五年の「官公吏出張して宿泊したる時は一泊に付き金五百円とし昼食は其の半額とする」まで継承される。しだいに車も普及し宿泊接待の条は空文と化したのか、それ以降は申し合わせ事項から姿を消している。なお、これらの費用は官公吏から徴収するのではもちろんなく、接待を担当した家へ区の会計から支払われる額である。すなわち区民の共同負担なのであつた。

勧進・遍歴者への接待とは、訪れ來たつた各種宗教者や商人、登山者などが夜遅くなつて宿泊先を探した際の世話の仕方をさしてゐる。徳山村の最奥の集落である塚ではこのようなケースがかつてはしばしばあつたらしく、明治二十八年の「他郷ヨリ勧進坊並ニ遍歴者一泊ノ願入テ止ヲ得ザル時ハ惣代ノ指揮ヲ受ケ一泊サスル事」以来、昭和二十年にいたるまでほぼ毎年同様の申し合わせが繰り返さ

れている。そして昭和七年以来は宿泊料が定められ、それも「宿泊料ハ特上壱円、上等八十錢、中等五十錢、下等米一升 昼食ハ特上五十錢、上等四十錢、中等二十五錢」(S 15) というように、次第に細かくなつていった。このランクは官公吏にも適用されたが、官公吏とは異なり勧進・遍歴者の場合には各個人に支払わせたものと思われる。宿泊の可否やどのランクの泊め方をするかは区長の判断に任せられ、区長の指揮を受けた家ではそのランクに合う食事や夜具を提供したようであるが、このような接待を引受けけるのも区民の義務と考えられ、ムラ仕事の一つであった。

(1) 手間賃 その額が適當であつたか否かの判断は難しいが、区長（惣代）には報酬が支払われており、区長は区に労力を無償供与しているわけではなかつた（ただし字議員は無給）。区長等諸役が他の区（集落）や役場等へ出張した際には、日当も出ていた。すでにみたように、臨時の道普請などに出た人や官吏の接待をした家へも、区から費用が支給された。そしてこれら出費にあてられる区の会計は、区民自らが区の共有林利用で得た利益から、次項で述べるような一定の規則に従つて平等に納入したものでまかなわれていたのである。いま区の会計について詳細に述べる余裕はないが、とにかく、年収の多寡にかかわらず同等の負担率によつて各世帯が納入した会計から、区のために働いた割合に応じて平等に手間賃が支払われていたといえる。すなわち、区の維持安寧を平等に得るために、労力によるにしろ金銭によるにしろ、区への負担は結局各世帯均等になされていたわけである。

#### (4) 共有林利用の規定

徳山村の広大な山地はかつてはほとんどすべて共有地で、江戸時代には各集落（当時は各村）の共有財産であった。明治初期の土地台帳に「一村総村」、地券大帳に「村持戸長支配」などと記されているもので、人々はここで生活必需の薪や建築資材を求め、食料を得るために焼畑耕作をしていたのである。

しかし、明治四十年代の全国的な部落有林野統一事業の方針により、徳山村では、これら各集落の共有財産山林の三割を無条件で徳山村有林、二割を条件付の徳山村有林とし、五割を各区（集落）の区有林として残した。<sup>(25)</sup>その後各区では、明治末から大正初期にかけてこの区有林を処分するのであるが、これには区によつて二つの方法がとられた。一つは共有方式を廃して当時居住していた各戸に売却し分筆してしまう方法、もう一つは当時居住していた各戸が共同購入し、出金した家々が所有権者となつて共同管理し利用する方法である。塚区では後者の方法が選択された。かくして塚では、二〇〇〇町歩余の山林が三十三戸の株主の共有となつたのである（この株式制度はその後相続や売却などがからんで非常に複雑な経過をたどり、平成六年現在、一二三二株に分割され六十名余の所有となつている。もちろん各人の持株数はさまざまであるが詳細については割愛）。

さて、山林資源は、集落（区）の共有財産であつた頃も、大正初期以降持株制度になつてからも、塚に居住している者が自家用に利用する限りは自由であつたようである。しかし、山林資源を換金す

る場合には一定の条件がつけられた。すなわち「段木株代出金ハ当区人民伐採シタル段木壹間ニ付七勺代出金スル事」(M-45)で、収入のうち七分を区に納めることになっていた。この段木とはブナなどの薪のことと、江戸時代以来昭和初期までの塚の主たる現金収入源であつた。ただ山林保護の目的からか、明治十五年には一戸十九間二合という伐採制限が設けられていたという。また、雪崩を防ぐための禁伐採地が所々に設定されており、ここでの伐木は、当然許されていなかつた。

段木に代わる新たな換金製品は柾板であつた。柾の実は、焼畑栽培による稗と並んでかつては塚における重要な自給主要食料であつたため(塚のみならず徳山村全体がそうであつたが)、柾の木は伐採の許されない禁木であつた。しかし、食料事情が少し好転し始めると、床材として柾板が高価に売れるために柾の木を伐採するようになつた。<sup>(27)</sup> この柾板生産は大正時代後期から始まり昭和二十年代までの主要産業であつたが、共有林の柾を伐採して収入を得た場合には、当然株代として収入の一部を区に納入することになつた。「年々決議」の柾の木株代の初出は大正十五年で、翌昭和二年には「共有柾製材株代ハ金壱円ニ付七錢宛トシ製材無クシテステタル時ハ壱本ニ付金參円五十錢ヲ納ムル事」と申し合わされ、内容を若干変更させながら昭和三十六年まで続いた。柾の木は重要材であつたため、製品にして換金しなくとも、伐木しただけで一定の株代を支払うべく義務づけられていたのである。

四周が山に囲まれている徳山であつたが、搬出が困難でありすぎたためか木炭生産が始まるのは大正末期で、塚でもその頃木炭の株代が決められたと思われる。内容は「製材木及木皮製炭株代ハ壱円<sup>(28)</sup>

## 近現代山村集落の運営申合せ

「二付七錢宛ノ事」で、収入の七分が納入義務があつたが、昭和二十年代になると一俵につきいくらとなり、昭和五十年代には四俵で一二五円納入であつた。このほかキワダ皮の株代や、昭和四十年代に入ると共有林内での庭石採取の株代についてまでも申し合わせがなされた。庭石の場合は四トン車一台分が五〇〇円で、区民以外の労力はなるべく用いないで採取することとされた。多量に採取されて山が荒らされるのを防ぐためであろう。

塚の自給作物の多くは焼畑耕作によつて得ていた。これにも何らかの利用規定があつたかと思われるが、「年々決議」で明確に表れるのは大正十一年の「当区民焼畑掟ハ壹戸ニ付金五拾錢宛出金スル事」である。すなわち、焼畑地の条件や面積にかかわらず、とにかく焼畑を行なつた家（対象は全戸だったであろう）は区へ五十錢支払うべしというのであるが、昭和に入ると、土地の条件により「焼畑掟ハ三級トシテ壹級壹円五拾錢トシ式級ハ七拾五錢参級は三十七錢」（S2）（表記原文のまま）と細かくなり、さらに土地の条件ではなく作物によつて「稗蕎麦及菜畑ヲ一・二・三トシ、一モ壹円二モ壹円三ハ三十七錢トス、一二三ヲシテモ壹円五拾錢、一ト二及ビ一ト三ニテモ壹円トス」（S5）と決められるようになり、この規定は改変されつつも原則として昭和三十六年まで踏襲され、焼畑の消滅とともに申し合わせ事項からはずされた。なお、この焼畑の株代納入は、新畑にのみ適用されたようである。

このような各種株代が区に納入され、そこから区の諸経費が支払われ、残りは共有林の権利所有者

に還元されていたのである。

昭和三十年前後になると、山林資源は区民が自らの労力で直接利用するだけでなく、山林の立木をパルプ会社などにまとめて売却して収入を得るというように間接利用が多くなった。この費用は莫大といつてよく、例えば昭和三十一年には総額四二〇〇万円が共有林権利者に支払われた。<sup>(29)</sup>しかし、その代償として徐々に山林資源は枯渇をはじめ、「大手パルプ会社が、伐採・搬出を、新しい機械と、道路の整備や車により本格的に始めたため、山林の豊庫といわれた徳山村の山も、またたく間に伐り倒されて、多くの山は「<sup>(30)</sup>はげ山」の状態となってしまったといわれる。

#### (5) 神事・仏事関連事項

塚の神社は白山神社で、その拝殿横に薬師仏も祀られていた。白山神社の祭日は四月十六日（旧暦）、薬師のは四月八日（旧暦）。ともに人々には神事とみなされ、区民から選ばれた禰宜（富番ともいう）と氏子総代とが神事をとりしきつた。寺院はなく、それに替わる道場という施設が仏教行事の中心となり、区民が交替でつとめる道場番（道場坊ともいう）が朝晩そこで勤行を繰り返すとともに、簡単な仏事もとりしきつた。僧侶ははるばる山坂を越えて、本山誠照寺（福井県鯖江市に所在）から春・夏の二回、檀那寺（本寺）から春・夏・秋の三回巡回してきたが、先にも述べたとおりこれはオマワリと総称されていた。

さて、ここで述べようとする神事・仏事関連のこととは、右の神社・道場中心のものにこだわらず、「年々決議」の申し合わせに表われる神仏こきまぜての行事全体を指している。年中行事と言い換えてよいであろう。塚における年中行事は多彩であるが、その執行が総集会で申し合われているのは必ずしも多くはなく、そのためこれらは、区の公式行事と考えてよい性格のものである。

正月四日の総集会に先立ち元旦に祝儀を行なうことは、明治四十三年の申し合わせに初めて表われる（したがつて執行は翌四十三年の元旦より）。この年初めて行なわれるようになつた理由は不明だが、日露戦争後の地方改良運動において政府が、宮中元旦の四方拝などを公的に祝わせようとしたことと無縁ではないだろう。この申し合わせは昭和四年以降の「年々決議」からは消えるが、それは次の三大節・四大節の登場とかかわりがあるだろう。三大節とは四方拝（一月一日）・紀元節（二月十一日）・天長節（明治時代には十一月三日、大正時代には十月三十一日に祝い、昭和時代は四月二十九日）のこと、四大節とはそれに昭和二年以降の明治節（十一月三日）を加えたもので、いずれも昭和二十年まで祝われていた。「年々決議」が天長節や三大節に初めて触れるのは、先の元旦祝儀と同じく明治四十三年のことで、「当区学校參大節供物料ハ一回六拾錢ヅツ供フル事」として登場する。学校行事として祝われたのであるが、区から供物料も供えられ区の公的行事として位置づけようとしていたのだろう。このうち、天長節の新暦十一月三日は旧暦九月九日の九月節供と日が接していたため、最初の明治四十三年の場合、兼ねて祝われていた。しかし、翌年以降別々に祝われるようになつたらしく、「天長

節御神酒ハ壱樽半ト定」(M44) められ、独立して記されるようになつた。そして、右の学校參大節供物料云々の内容が、大正後期にいたると「三大節之御神酒ハ壱回ニ五合宛区ヨリ出ス事」(T14)へと変わり三大節は区の行事として定着したものと思われる(当然、学校行事としても継続されていたであろう)。三大節が塚において四大節に移行するのは昭和四年からであるが、内容は「四大節御酒ヲ壱回ニ五合宛区ヨリ出ス事」というように、三大節を継承している。

以上述べた元旦の祝儀と三大節(四大節)の祝賀は、明治後期以降、中央政府の祝祭日が直接塚の年行事に影響を与えた例である。

太平洋戦争後しばしば「正月七日ごもりの御神酒区費一升買ふ事」(S32)と申し合われている。しかし、すでに明治三十五年の「年々決議」にも記載されており、この七日ゴモリは古くからの行事であつた。

節供は三月・五月・七月のはまつたく公的行事ではなかつたらしい。九月節供は明治三十一年から見えはじめ、「コウジ三升、米ハ壱人ニ付壱合五勺宛出ス事」(M34)となつてゐるから、各世帯人数割で米を出しあつて濁酒を醸して祝いあつたと思われる。それが後には「九月節旬ノ御神酒ハ其年ノ初穂米ヲ集メ御カユヲタキ供フル事 但壱人分壱合五勺タル事」(M39)となるので、いかにも秋の節供らしく初穂米とさせていたことがわかるが、それで粥を炊くようになつたとは不思議である。しかし、伝承によるとカユとは濁酒を指していたらしい。

田植終了後三日間はノヤスミ（農休）と呼ばれる休日で、やはり神酒が奉納され祝われた。明治三十二年には「農休 御神酒一樽五升買其ノ代金人口割ノ事 但人口割ハ三才以上ノ事」と申し合われているが、量や人口割云々についてはその年々により一定ではなかつた。

右のほか、白山神社の祭礼や薬師の祭に神酒が用意されたことは言うまでもない。「薬師祭り 四月八日ヲ期シ字一同休スル事」（M34）とあるので、かつては薬師の祭日も休み日であつた。「秋葉祭典ハ正月五日宇内一同休スル事」（M36）とあるので、かつては秋葉の神も祀られ、この日も休み日だつた。昭和前期には「御酒ハ一ヶ年ニ祭農休旧九月節句ノ三回トシ何レモ四つ荷一本トス」（S7）というように神酒奉納はこの三回だと盛んに申し合わせているが、それらの年でも四大節には神酒奉納のことがなされているので、額面どおりには受け取れない。しかし、祭り・農休・旧九月節供が最も賑やかに飲み集う日ではあつたのだろう。

これら神酒奉納の際には、白山神社の祭礼日ははもちろんのこと、他の日でも宮番や氏子総代が中心になつてささやかながら祭典を行ない、そのあと直会に移つたらしいが、直会の開始については、明治末期以降昭和二十年ごろまで、「御神酒アル時ハ宮ノ鐘ナリ次第太鼓ナリ次第初メル事」（S2）「御神酒ノトキハ道場ノ太鼓ナリ次第始メルコト」（S20）などと申し合われていた。

仏事にかかる行事には、先に述べた僧侶のオマワリ（特に本山からの夏のオマワリ）をはじめ、秋の報恩講（この時檀那寺住職の巡回がある）、彼岸（彼岸御講）などが、塚あげての行事として催されて

いた。

#### (6) 保健衛生関連事項

明治中後期の「年々決議」には保健衛生関係の申し合わせが頻出している。このことは、同資料により九十二年間の塚区をたどってみて、この時期の大きな特徴としてあげることができる。次に年を追つて主な事例を掲げ、コメントを付してみたい。

##### ・悪病患者病室は道場ト定ム (M 29)

病気の種類や罹患者数は明らかでない。『徳山村史』には、「明治二八年郡内各町村に伝染病隔離病舎の設備を奨励し、設備のできない町内は患者一〇名くらい収容できる家屋を指定するよう勧告した。……この勧告に併せて開田村（筆者註・後の徳山村上開田と下開田）では、臼井治助の空家を借り受け避病室と定めて届けている」とあるから、塚のもこの勧告に従つた措置だったのであろう。たとい勧告に基づく措置だったとしても、当時の伝染病関係の頻繁な申し合わせからみて、これは焦眉の対策だったかと思われる。

##### ・酒壺升 伝セン病患者死亡アル家へ村内より見舞スル事 (M 29)

少し文面を変えながら、この申し合わせは昭和十九年まで続けられる。

##### ・一金廿錢 予防委員老人分日給 但シ患者廻リハ外ニ酒壺合出ス事 (M 29)

当時、予防委員は二人選出されていた。日給二十銭は、この年の集落（区）の仕事に出た者への手間賃が十一銭五厘だったことからみて、高額といえよう。それだけに重要な役だったかと思われる。これに加えての酒一合は、一種の危険手当であろうか。予防委員は、すでにみたとおり衛生組合長・衛生委員と名称変更し昭和四十年代まで選ばれつづけるが、この種の申し合わせは明治時代末以降はもうなされなくなる。

・伝染病有之トキハ医師足代並ニ振舞ヒ方ハ字内ヨリ負担スル事 但、庶民伝染病人ト察スルトキハ字議会ニテ決定スル事（M32）

伝染病患者対策は、単にその家の問題にとどまらず区（集落）民の共同負担だと考えられていたことがわかる。この申し合わせもこの前後の年に盛んになされている。

・衛生組合長及副長其他吏員伝染病患者廻リヲナシ其為伝染病ニ罹リタル時ハ字内ヨリ薬礼トシテ金参円ヲ支出スル事 又死亡ヲナシタル時ハ薬礼外ニ金五円ヲ遺族吊金トシテ支出スル事 若其家内ニ於テ本人患者廻リ中伝染病ヲ發生スル時ハ薬価金壹円五拾銭字ヨリ出金シ又死亡ヲナシタル時ハ外ニ金式円五拾銭ヲ出金スル事（M33）

今のところ他の資料からも伝染病の罹患例・死亡例を明らかにすることはできていないが、当時は申し合わせがなされるだけの状況ではあつたのだろう。

・伝染病發生シタル時ハ該病氣全快迄ハ患者アル家ニ対シ字惣仕事手間ヲ免除スル事（M37）

これも伝染病を単なる個人・家のマイナスに限定せず、地域社会共同の問題と考えていたことを示している。

このような伝染病に関する申し合わせが、明治三十年前後に次々となされ、その多くは大正時代初期まで繰り返されている。伝染病の発症例を資料から明らかにできない以上、どこまでが塚区の実情を反映しているのか疑問ともいえよう。隔離施設設置に関する郡役所などからの勧告に端を発した一連の申し合わせだとも考えられる。それならば、中央政府の方針が山村である塚区の動きに直結した好例だといえる。しかし、契機はそこに求められようとも、塚においてもこのような申し合わせを次々とせざるをえなかつた切実な悩みのあつたことも推測してよいのではないだろうか。

一方、伝染病や一般病気予防の対策はどのように講じられていたのか。古老からの聞き取りによると、大掃除等の清潔検査はかつて相当徹底的に行なわれていたようであるが、「年々決議」の申し合わせには出てこない。わずかに、大正後期以降昭和二十年ごろまで、清潔法検査に訪れた官吏への接待について話し合われた結果が記録されているだけである。

おわりに

岐阜県揖斐郡徳山村塚区において、明治二十七年から昭和六十年にいたる九十二ヶ年間に書き綴ら

れてきた正月総集会の記録「年々決議」を書き、奥深い山村の人々が集落（区）運営のため何を申し合わせていたかをみてきた。「年々決議」の内容は集落のいわば公的決議事項であり、背後にはこれに数百倍する慣行があり日常生活の出来ごとが存在したこと想像に難くはないが、不十分ながら少なくとも次のことを確実にすることはできた。

総集会は、昭和五十年近くまでは一貫して旧正月四日を原則とはしてきたが、その間にも中央政府の方針の影響から新旧暦が揺れ動くこともあったこと。総集会への出席状態は、年を遡るほど芳しいものではなかつたらしいこと。

役員は区長や区議員は投票によつていたこと。ただ区長については、明治末期から大正時代には役場で選出した区長をそのまま受け入れており区の主体性が弱かつたこと。わが国的一般的募制をとつていなかつたためか、墓地管理者を設けていたこと。隣保班長など中央の政治動向の影響を受けた役も少なくなかつたこと。

ムラ仕事は均等に負担するよう申し合っていたこと。比較的細かい規定を設けて外来者への接待の仕事も公平に分担するようにしていたこと。その際、官吏の接待には特に意を用いていたこと。

二〇〇〇町歩におよぶ区有林については、そこから自家用の資材や燃料を得る場合には比較的自由が認められていたが、共有林の資源から金銭的利益を得た場合には、その一部を納入されることにつき厳重な規則を定めていたこと。また、焼畑についても耕作料と呼べるものを作り納入させており、それ

らの納入金によつて区の運営がなされていたこと。

公的年中行事の際には、ほとんど神社に神酒が奉納され直会がなされていたこと。明治末期からは、三大節（四大節）の祝賀など中央政府の定める祝祭日の影響も強く及んでいたこと。

明治中後期に保健衛生面の申し合わせが多くなされたこと。

以上であるが、今後は数年分残されている区の会計記録ともいべき勘定帳を用いたり、他の区の総会記録を参照したりして、小稿で扱つた問題をさらに深めていきたいと思つてゐる。

（小稿は、成城大学特別研究助成金による「近代庶民生活の文化史的研究」（平成五・六年度）の研究成果の一  
部である）

### 註

- (1) 行政上は「徳山」であつたが、村内では一般に本郷と呼ばれていた。単に徳山としたのでは徳山村と紛わしいので、小稿では「徳山本郷」と記した。
- (2) 『徳山村史』（徳山村役場刊 昭48・3）八三～九四ページ。なお、ダム建設にあたつて現在さらに遺跡の発掘調査が進行中である。
- (3) 道場の形態と運営等については、拙稿「村の解体と信仰生活の変容——徳山ダム建設による宗教施設の移転をめぐつて——」（『成城大学民俗学研究所紀要』13 平元・3）参照。
- (4) 前掲註(2)同書 一〇五～一〇六ページ。

## 近現代山村集落の運営申合わせ

- (5) 徳山村における山林資源への依存については、田中・三田村・岩崎「ダムに沈む揖斐川水源の村——岐阜県揖斐郡徳山村——」(『山村生活五〇年 その文化変化の研究 昭和五九年調査報告』)〈成城大学民俗学研究所紀要 10〉昭61・2 参照。
- (6) この初寄合いは、「年々決議」によると、大集会・総集会・通常総会・字総会・区集会等々、さまざまに呼ばれていた。
- (7) 岐阜県藤橋村役場所蔵。これの披見については、中川楳雄氏・加藤善暉氏はじめ同役場の多くの方々のお世話になった。この調査については、三田村成孝氏のご助力をいただいた。ともに記して感謝申しあげます。
- (8) もつとも、『古文書総目録(徳山村文書・徳山村各区有文書・前川家文書他)』(藤橋村教育委員会刊 昭63.3)でみるかぎり、徳山村には区長の公的日記は存在しなかつたようである。
- (9) 扇間儀雄氏のことであろう。
- (10) 揖斐郡の設置は明治三十年のことと、同年初頭にはまだ池田郡徳山村であった。
- (11) この間、大正十年と昭和四十六・四十七・四十八年のものは欠。
- (12) これについて、現存古老からの確認は得られなかつた。
- (13) 伝承によれば、終了時間は年によりけりで、翌日へ継続させることもあつた。正月の山仕事・農作業のひまな時期ゆえ、だらだらと議論を楽しむ雰囲気であつたらしい。
- (14) 前掲註(2)同書 九五五ページ。なお、『徳山 昭和47年度民俗資料緊急調査報告書』(岐阜県教育委員会 昭48・3)によると、櫻原もまだ旧正月であった(一九〇ページ)。
- (15) 明治四十四年の「年々決議」からの引用であることを示す。以下、明治はM、大正はT、昭和はSと略記して、その後に年を記す。
- (16) 「年々決議」には翌年の総会開催予定日が記されているのであるから、実施はこのように「年々決議」とは

一年されることになる。

- (17) 太平洋戦争中の数年間新暦にこだわっているのは、大政翼賛会の生活改善関連の動きと関係があるのであらう。

(18) 昭和十五年の内務省訓令「部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要領」。

(19) 前掲註(2)同書 第五章第三節など。

(20) 区から出る報酬の額は、当時の段木という薪の相場に左右されることもあつたらしい。

(21) ただし、昭和四十六年から同四十八年までの三ヶ年は資料が欠けているので、この間のことは未詳。

(22) これら道場のあり方と僧侶の巡回については、前掲註(3)拙稿参照。

(23) 藤橋村役場所蔵。これには大正三年から昭和五十四年までの本山誠照寺からの春・夏オマワリの日取り、巡回の僧、接待の簡単な方法、接待当番者（待番）などが記載されている。この資料の分析については、他稿を準備中である。

(24) 前掲註(4)『徳山 昭和47年度民俗資料緊急調査報告書』 一八ページ。

(25) 前掲註(4)『徳山 昭和47年度民俗資料緊急調査報告書』 一八九二二ページ。

(26) 前掲註(2)同書 六四八ページ。

(27) 描稿「柄の実から柄板へ——岐阜県徳山村の柄の木利用について——」（近々、近畿民俗学会の論文集に掲載される予定）

(28) 昭和十一年に徳山村を訪れた桜田勝徳氏の『美濃徳山村民俗誌』（刀江書院 昭和26・7）には、「こういう交通事情のまゝである為か、門入（筆者註・門入集落）には未だ炭焼が一度も行われていぬと言うことであつた」（二二ページ）と報告されている。

(29) 「昭和三十七年三月七日 私有共有山林売却代金総勘定帳 区長森下清茂」（藤橋村役場所蔵）の、昭和三

## 近現代山村集落の運営申合わせ

十一年の山林売却代金による。

(30) 前掲註(2)同書 六四二ページ。

(31) 前掲註(2)同書 八〇三ページ。

(32) その一端については、前掲註(5)同稿参照。